2　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表28の１番及び３番記載の事前求償権等に係る一般更生債権は、当該一般更生債権者が保証履行を現実に行い、その事実を管財人または会社に通知した場合には、現実に保証履行がされた金額を確定更生債権元本として（ただし、同表記載の上限金額を限度とする）、本節第１、２の規定を適用し、権利を変更して、弁済を実施する。

⑵　別表28の２番記載の事前求償権等に係る一般更生債権は、当該更生債権者が保証履行を現実に行い、その金額が575万円を超え、その事実を管財人または会社に通知した場合には、現実に保証履行された金額から575万円を控除した金額を確定更生債権元本として、上記⑴の規定を適用し、権利を変更して、弁済を実施する。

⑶　別表28の４番記載の一般更生債権は、当該一般更生債権者が保証履行を現実に行い、その事実を管財人または会社に通知した場合には、現実に保証履行がされた金額を確定更生債権元本または変更更生債権として本章第２節第１、３⑵及び本節第２、２の規定を適用し、権利を変更して、弁済を実施する。

⑷　上記⑴ないし⑶においては、本節第１、２の規定の「更生計画認可決定日」を「更生計画認可決定日または保証履行通知が管財人もしくは会社に到達した日のいずれか遅い日」に、「更生計画認可決定確定の日」を「更生計画認可決定確定の日または保証履行通知が管財人もしくは会社に到達した日のいずれか遅い日」に、それぞれ読み替えるものとする。

第６　重複届出に係る一般更生債権

１　確定更生債権

（確定更生債権）

１件

6450万6402円

（債権者数）１名

2　権利の変更及び弁済方法

別表29記載の一般更生債権については、当該債権者の未確定更生債権（別表32の19番）の存否が確定するまで権利の変更及び弁済を留保し、①重複届出に係る未確定更生債権が更生債権として確定した金額分については、別表29記載の一般更生債権の支払いをせず、②未確定更生債権が更生債権とならないことが確定した金額については、本節第１、２の規定を適用し、別表29記載の一般更生債権の権利の変更をして、弁済を実施する。ただし、「更生計画認可決定日」を「更生計画認可決定日または未確定更生債権の存否が確定した日のいずれか遅い日」に、「更生計画認可決定確定の日」を、「更生計画認可決定確定の日または未確定更生債権の存否が確定した日のいずれか遅い日」に、それぞれ読み替えるものとする。

第７　労災等に係る一般更生債権

１　確定更生債権

（確定更生債権）

１件

5036万1772円

（債権者数）１名

2　権利の変更及び弁済方法

別表30記載の労災等に係る一般更生債権は、確定更生債権元本のうち①500万円を超え5000万円以下の債権部分についてはその60％、②5000万円を超える債権部分についてはその80％について、それぞれ更生計画認可決定日に免除を受け、残額を更生計画認可決定確定の日から４か月以内に一括弁済する。

第８　複数の確定更生債権等がある場合の免除額の算定方法

本節第１、２⑵に定める権利の変更（第２節第１、３⑵エ、同節第２、２⑶、本節第２ないし第６、第４章第２節、並びに、同章第３節１及び３の定めに従い本節第１、２⑵を適用する場合を含む。以下、本項において同じ。）を行うにあたって、確定更生債権元本の算定は、当該債権者の有するすべての確定更生債権（変更更生債権額が確定する前の変更更生債権となり得る一般更生債権、及び、変更更生債権を除く。）の元本及び確定更生担保権不足額の元本を合算して算定するものとする（以下、これらの債権を合わせて「権利変更対象確定債権」という。）。

既に本節第１、２⑵に定める権利の変更を受けた更生債権者等が、さらに本節第１、２⑵に定める権利の変更を受けるときは、既になされた権利の変更前の権利変更対象確定債権の元本額について本節第１、２⑵の規定を適用して債務免除額を算定し、当該債務免除額から既に本節第１、２⑵に定める権利の変更によって免除がされていた債権額を控除した残額を、当該権利の変更における免除額とする。

第６節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所

更生計画による弁済・納付は、更生会社本店所在地（東京都千代田区平河町２丁目１番１号。弁済を実施する時点で上記本店から移転している場合には、移転後の本店所在地）において行う。

ただし、更生債権者等が希望する場合は、その指定する銀行口座への振込により弁済することができるものとする。この場合の振込費用は更生会社の負担とする。

第２　源泉税等の取扱い

中間配当請求権または報酬等で税金等を源泉徴収する必要があるものについては、権利変更後の弁済金からその分を控除して支払う。

第３　放棄・取下げ債権の取扱い

平成20年12月31日以降更生計画認可決定の日までに、更生債権等について全部または一部の放棄または取下げがあったときは、放棄・取下げ後の債権額に基づいて更生計画の各条項を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第４　債権譲渡等の取扱い

平成20年12月31日以降、更生債権等の譲渡または移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、譲渡または移転前の債権額を基準とする。一部譲渡または移転の場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額に按分して負担する。

第５　端数処理

更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げるものとする。

第４章　未確定更生債権等に対する措置

第１節　更生債権等査定申立て等

別表31記載の更生担保権については、管財人が22億3679万8303円を超える額について更生担保権として認めず、一般更生債権として認めたところ、同表記載の債権者から、更生担保権否認額のうち１億2699万2674円を更生担保権として確定することを求めて、更生担保権査定の申立てがなされ、現在係属中である。

別表32記載の債権者から届出がされた更生債権については、管財人が同表の「認めない額」欄記載の額についてはこれを認めなかったため、同表の「未確定更生債権」欄記載の金額について、①同表１ないし５番の各債権者からは訴訟の受継申立てがなされ、②同表７ないし19番の各債権者からは更生債権等査定の申立てがなされ、それぞれ未確定である。

第２節　未確定更生担保権の措置

別表31記載の未確定更生担保権が確定したときは、確定した更生担保権につき第３章第２節第２、２の規定を適用する。ただし、売却基準額については別表31記載の株式に係る財産評定額とする。また、同規定のうち、「更生計画認可決定確定の日」を「更生計画認可決定確定の日または未確定更生担保権確定の日のいずれか遅い日」と読み替えるものとする。

第３節　未確定更生債権の措置

１　別表32の１ないし３番、８番ないし17番及び19番記載の債権者について、当該債権者の未確定更生債権が確定したときは、第３章第５節第１、２の規定を適用し、権利の変更をして、弁済を実施する。